

畜産環境保全の動向

(1) 概要

本県の畜産環境の保全については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行以来、関係者が一体となって取組を推進してきた結果、法に基づく管理基準は、ほぼすべての適用対象農家において遵守されている状況となっている。

しかしながら、悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情は依然として散見され、また一方で、近年の畜産経営が大規模化し、一部地域への偏在が顕著となった結果、生産堆肥を経営内だけでなく地域内外において、いかに有効に活用していくかが課題となっている。

このようなことから、本県畜産業のさらなる健全な発展のため、畜産経営に起因する苦情等に適切に対応することはもちろん、家畜排せつ物の管理及び有効利用にあたっては、県、市町村、畜産農家、耕種農家、農業関係団体その他関係者が相互に連携し、畜産環境の保全のための取組を推進して地域環境と調和した畜産経営の実現を図るものとする。

(2) 現況

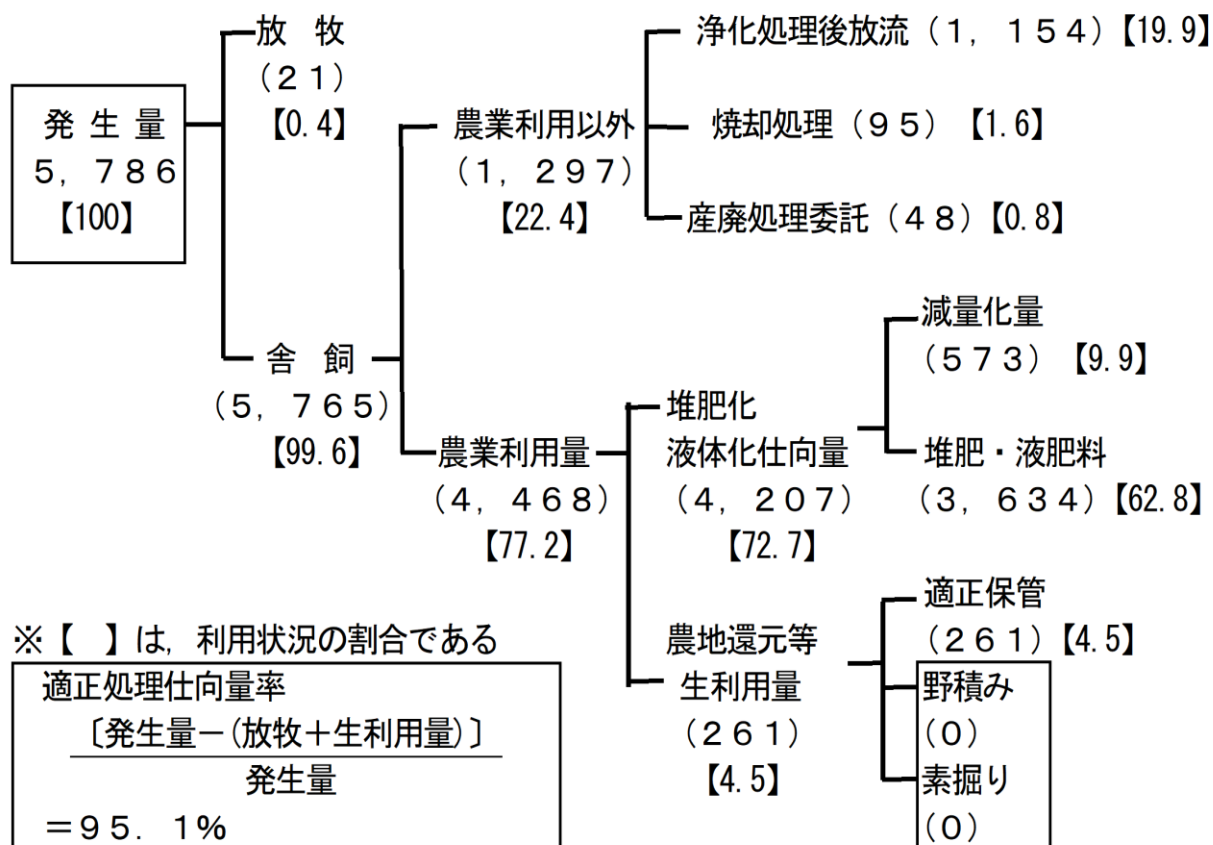
① 家畜排せつ物の利用状況等（令和6年12月調査）

家畜排せつ物の年間発生量は約5,786千トンと推計されている。

そのうち約77.2%が堆肥化又は液肥化、約22.4%が浄化処理や産業廃棄物処理委託されており、全体の約95.1%は適正な利用又は処理となっている。

一方、生利用による農地還元（約4.5%）による不適正な保管が見られ、改善に向けた取組が必要である。

1 令和6年度家畜排せつ物の利用状況（令和6年12月調査）（単位：千トン）



② 畜産経営に起因する苦情発生状況 (R6. 7. 1～R7. 6. 30)

事 項 畜 種	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質汚濁と悪臭発生	水質汚濁と害虫発生	悪臭発生と害虫発生	水質汚濁と悪臭害虫	その他	計	(%)
豚	10	11	0	3	2	0	0	1	27	25.0
採卵鶏	3	2	4	0	0	0	1	0	10	9.3
ブロイラー	0	5	0	0	0	0	0	1	6	5.6
乳用牛	2	8	1	0	0	0	0	2	13	12.0
肉用牛	7	26	1	1	0	4	0	11	50	46.3
馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1.9
計	23	53	6	4	2	4	1	15	108	100.0
(%)	21.3	49.1	5.6	3.7	1.9	3.7	0.9	13.9	100.0	

③ 畜産農家に係る環境保全実態調査・巡回指導状況 (R6. 7. 1～R7. 6. 30)

(単位 : 戸)

区 分	豚	採卵鶏	ブロイラー	乳用牛	肉用牛	馬	その他 ※2	計
管内飼養戸数※1	441	176	543	118	5,634	57	0	6,969
管内飼養頭羽数※1	1,685,401	12,293,485	30,920,334	11,184	324,759	798	0	45,235,961
巡回指導戸数	28	9	3	14	57	0	0	111
改善指導	水質汚濁	15	4	0	2	8	0	30
	悪 臭	14	2	5	8	31	0	61
	衛生害虫	2	4	0	1	5	0	12
	その他※3	2	0	1	2	11	0	16
	計	33	10	6	13	55	0	119

(3) 関係法令等

- ① 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (H11. 7. 28 法律第 112 号)
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (S45. 12. 25 法律第 137 号)
- ③ 水質汚濁防止法 (S45. 12. 25 法律第 138 号)
- ④ 悪臭防止法 (S46. 6. 1 法律第 91 号)
- ⑤ 鹿児島県公害防止条例 (S46. 10. 15 条例第 41 号)

以上のほか、鹿児島県環境影響評価条例などがある。